

第 9 回

中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会

農林水産省農村振興局

第9回 中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会

日時：令和元年7月25日（木）

13：31～15：02

会場：農林水産省農村振興局第1会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 題

(1) 中山間地域等直接支払制度（第4期）の最終評価（素案）について

(2) 平成30年度の実施状況について

(3) その他

3. 閉 会

午後1時31分 開会

○**地域振興課長** 委員の先生方おそろいのようにございますので、ただいまから、中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会を開催いたします。

私は地域振興課長の植野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますけれども、議事に先立ちまして、農村振興局の牧元からご挨拶をさせていただきます。

局長、よろしく申し上げます。

○**農村振興局長** 農村振興局長、牧元でございます。この7月8日付で就任したものでございます。先生方にはどうぞよろしくお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日は大変ご多忙のところご参集いただきまして、厚く御礼を申し上げたいというふうに思います。また、先生方におかれましては、それぞれのお立場で中山間地域の振興を初めといたします農村地域のさまざまな振興施策に対しまして、大変なお力添えをいただいているところでございます。重ねて感謝を申し上げたいというふうに思うところでございます。

さて、さきの通常国会におきまして、この中山間地域の振興にかかわる新たな制度といたしまして、この棚田地域振興法という新しい法律が、これは議員立法でございましたけれども、成立を見たところでございます。この法律は、市町村、農業者、いろいろな方々から構成されます棚田地域振興協議会というものをつくりまして、この振興協議会がさまざまな活動、農業はもとよりでございますけれども、移住の促進とか、観光の振興とか、いろいろな活動をするに対しまして、関係省庁がこぞって応援をする、ここがみそでございまして。

農林水産省だけではなくて、関係する省庁がこぞってこれを横断的に支援をしていこうと、棚田地域を棚田の保全、振興を通じまして、地域の振興を図っていこう、こういうような新しい制度でございまして。

私どもといたしましても、この新たな制度を活用いたしまして、中山間地域の振興にさらにつなげていきたいというふうに思っておるところでございます。

さて、この第三者委員会でご協議をいただきます中山間地域等直接支払制度でございますが、これは言うまでもなく、この中山間地域の振興施策の根幹をなす制度であるというふうに考えているところでございます。本日はこの第4期対策の最終評価の素案についてご審議をいただくところでございます。先生方のご意見を踏まえまして、本制度をよりよ

い制度にしていく必要があるかというふうに思いますので、何とぞ先生方のご指導をよろしくをお願いをしたいというふうに思うところでございます。

限られた時間ではございますけれども、活発なご議論というものをお願い申し上げまして、私からのご挨拶とさせていただきます。

本日はどうかよろしくようお願い申し上げます。

○地域振興課長 牧元局長、ありがとうございます。

委員の皆様並びに当省側の出席者につきましては、お手元の座席表をご参照いただきますようお願い申し上げます。

冒頭、いくつか注意事項がございます。本日の委員会でございますけれども、公開で行っております。傍聴の方もお越しになっております。資料及び議事録につきましては、原則として公開をするということになっております。議事録につきましては、委員の皆様にご確認をいただいた上で、発言された方のお名前が入ったものを後日公開をすることとなりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、議事を開始いたします。

これより進行を岡田委員長にお願いしたいと思ひます。岡田委員長、よろしくお願ひいたします。

○岡田委員長 皆さん、こんにちは。お忙しいところ、ありがとうございます。

前は、ちょっと事情がありまして、私はお休みをいただきました。大変ご迷惑をおかけをいたしました。改めておわびを申し上げます。

今回は、4期の最終的な取りまとめ、評価の取りまとめをいただくということで、これまでご議論いただいた、その取りまとめですから、大変重要なかなと。委員会はもう一回あるわけですが、そこまでいきますとあまり修正の機会はないのかなというふうにも思ひますので、忌憚のないご意見をいただきたいと、このように思ひます。

思ひますが、残念ながら時間に限りがございますので、要領よく、全体としてはいいご意見をいただきたいと思ひておりますので、ご協力をお願いしたいと、このように思ひます。

それでは、本日、その他を含めて、資料的には資料4までございますが、大きな案件としては3件です。最も重要な最終評価の素案について、まずご提案をいただきたいと思ひます。

お願ひいたします。

○中山間地域・日本型直接支払室長 中山間地域・日本型直接支払室長の荻野でございます。よろしくお願いたします。

それでは、お手元の資料の資料1と資料2を使いまして説明させていただきます。

まずは、資料2のほう、分厚いほうの資料をあけてください。

1ページ目でございますが、取りまとめの関係でございます。

中山間地域等直接支払制度におきましては、最終年に最終評価を行うことになっております。取りまとめ手法といたしましては、一番下にあります図を参照ください。市町村が協定の活動の達成状況を踏まえて、最終評価結果書を取りまとめ都道府県に報告し、都道府県では、市町村の最終評価結果を踏まえて第三者委員会で検討した上に、国に報告して、国のほうでは、県の最終評価結果書を分析して最終評価として取りまとめるということになっております。

次のページ、2ページ、3ページでございますけれども、こちらにつきましては、制度創設の経緯、制度の変遷、制度の概要について記載しております。詳細説明につきましては割愛させていただきますが、資料2の6ページを見てください。

28年度から始まりました集落戦略について、若干補足説明させていただきます。

集落戦略につきましては、地域の将来や地域の農地をどのように引き継いでいくのかという話し合いを行っていただき、10年後～15年後を見据えて作成する計画でございます。

この戦略を作成するメリットといたしまして、協定農地の一部で耕作放棄が発生した場合でも、全農地に係る交付金の全額返還を求めず、当該一部農用地のみの返還になるということでございます。

その下に、この令和元年度限りということで行われております地域営農体制緊急支援試行加算というのがございます。これは中間年評価のときに委員の先生方からいただいた意見を踏まえて、1年前倒しで人材活用体制整備型と集落機能強化型、スマート農業推進型という3つの試行加算を現在やっているというところでございます。

それで、第4期対策における実績・効果につきまして、資料1のA3のほうを中心に説明させていただきます。資料2は補足的に使わせていただきます。

まず、活動の実績及び効果、左上のほうでございますが、平成30年度末時点で全国で2.6万の協定がございまして、60万人が協定に参加しまして、66万ヘクタールの農用地の維持管理が行われております。また、最終評価においては、全ての協定において協定に定められた活動の目標が達成される見込みでございます。

次に、基礎的活動でございますが、基礎的活動としましては、農地の法面管理や柵、ネットの設置等といった耕作放棄の防止等の活動と、あと水路7.3万キロメートル、農道6.7万キロメートルをはじめとした維持管理活動、そのほか周辺農地の下草刈りや景観作物の作付などの多面的機能の増進といった活動が行われております。

次に、体制整備の関係でございますが、農業生産活動の体制整備の取組のうち、まずA、B、C、3つの要件がございますが、農業生産性向上のA要件につきましては、約1,000の協定において農業機械や農作業の共同化、担い手への農作業の委託等が行われております。このほかにも、高付加価値型農業の実践というのが行われております。

次に、B要件、女性・若者等の参画を得た取組でございますが、こちらについては、約400の協定で行われております。新規就農者の確保、地場産農産物の加工・販売といった取組が行われました。これらの活動によりまして、この約400協定では、協定活動の核となる人材として新たに1,050人が確保されております。

次に、C要件、集団的かつ持続可能な体制整備につきましては、協定全体の約3分の2の1万6,000協定のほうで行われております。これは体制整備に取り組む協定の約9割に当たるものなんですけれども、高齢化等により農業生産活動の継続が困難になった場合に備えて、誰がその農用地を管理するのかというのをあらかじめ協定に位置づけるということで、農業生産活動を継続し得る体制の整備が行われております。これは複数回答、答えられるのですが、地域ぐるみで対応していくというのが7割、農業生産法人とか集落営農組織などの組織対応型のものが2割、あと、認定農業者などの担い手というのが約1割ということになっております。

こういったことで、高齢化や人口減少等に対応した構造改革の取組というのでも進められつつあるところでございます。

次に、加算措置による活動実績についてご説明いたします。

集落連携・機能維持加算についてでございます。

集落協定の広域化につきましては、加算措置によらないものも含めると、534協定において取り組まれまして、約1,600人が参加し、約2,400ヘクタールの協定農用地が増加しております。

この集落協定の広域化等の取組によって、協定活動継続のための人員確保や加算措置による農業機械の充実、事務局経費の確保がされたといったような効果が見られたところでございます。

このほか、小規模・高齢化支援につきましては30協定で取り組まれまして、111集落が新たに本制度の取組を開始しております。

次に、超急傾斜農地保全管理加算でございますが、こちらにつきましては1,874協定、約1万7,000ヘクタールにおいて取組が行われました。田んぼが63%、樹園地を含む畑が37%となっております。ここでは石積みなどの法面の維持・補修や農産物の加工・直売などにより販売促進、鳥獣害防止施設の維持等の取組がされました。

次に、集落戦略についてでございますが、こちらについては全協定の1割に当たる約2,800協定において、全協定農用地の約半分に当たる32万ヘクタールにおいて作成済み、または今期中に作成する予定ということになっております。

集落戦略に取り組むことによる効果について、市町村からの評価でございますが、「交付金返還の特例により安心して取組を行えるようになった」が75%と最も多く、このほか、「農地維持に向けた機運が高まった」や、「話し合いを通じて農村協働力が向上した」といった評価がなされました。

こういった効果もございまして、集落戦略を契機に本制度への取組は23協定、300ヘクタール増加しております。

このほか、一番最後のところでございますが、第4期対策の中で見直しを行いました一農業者当たりの受給上限額の拡大につきましては、担い手の規模拡大意欲が向上したこと等により、農地集積に寄与したということでございます。

次に、四角囲みのところでございますが、資料2のほうにつきましては17ページになります。

資料2の18ページをお開きください。

先ほど述べましたように、活動の実績を積み上げることによりまして、第4期において農用地の減少防止効果が見られております。この推計方法なんですけど、本制度の対象地域と同等の条件不利性を有する集落における農地の減少率というのが統計から5年間で11.3%になっております。一方、本制度の協定農用地面積は66.4万ヘクタールで、基本的に農地の減少がないことから、本制度がなかった場合には7.5万ヘクタールの農地が減少したであろうと推計されます。

農地の減少理由の中で52%が耕作放棄ということでございますので、それを考えると3.9万ヘクタールの耕作放棄の発生防止を含む7.5万ヘクタールの農用地の減少が防止されるということが推計されます。

これは全国の耕地面積450万に対して7.5万ヘクタールということですが、対象としているのは農林統計の中山間地の184万ヘクタールのうちのさらに社会経済、自然的条件が不利な約79万ヘクタール、このうちの7.5万ヘクタールということですので、農地の多面的機能の発揮の観点からも意義が大きいものというふうに考えております。

次に、資料1の右側にいきまして、都道府県及び市町村による評価についてご説明させていただきます。

本制度を活用している全ての都道府県、それとほぼ全ての市町村におきまして、本制度につきましても「評価できる」というふうに回答をいただいております。中間年評価におきましては、市町村と、さらに集落協定のほうにも質問をしたところ、ほぼ全て、市町村においては全て、協定においては99%の協定が本制度の継続が必要というふうに回答しております。

本制度によって耕作放棄地の発生防止や水路・農道の適切な維持・管理など、農業生産活動の継続のほか、農業生産体制の整備や所得向上、人材確保など、さまざまな観点から効果が発揮されたということで、都道府県及び市町村から評価されております。

一方、このように高い評価を得ているわけですが、課題につきましても都道府県のほうから挙げられております。今後、農業生産活動を継続的にしていく上での課題として、高齢化、人口減少を背景に、まず1つ目として、担い手や集落活動のリーダーなどの人材不足、2つ目として、農村協働力（集落機能）の低下、3つ目として、営農に当たっての農業の省力化や農業収入の減少、4番目として、本制度を実施するに当たっての事務負担や交付金返還措置への不安と、このような課題が挙げられております。

資料2の26ページをあけていただけますでしょうか。

今までの課題につきましても、全て本制度に取り組んでいるところから聞いたわけですが、逆に本制度の対象農用地を有していながら取り組んでいない地域についても聞いております。本制度に取り組んでいない理由を聞いたところ、「リーダーや核となる人材の不在・不足」が最も多く、次いで「高齢化や人口減少により人員が確保できない」という、こうした高齢化、過疎化の進展に起因する課題が主になっております。

次に、資料1のほうに戻っていただきまして、これらの課題解決に向けて、必要な取組につきましても、市町村の最終評価を踏まえて都道府県のほうから必要な取組を回答いただいております。

まず、1つ目の人員・人材に関する課題に関しましては、一番多かったのが就農支援と

ということで、これが7割、後継者の育成、新規就農者の確保、地域外からの新たな担い手の呼び込みというものが一番多くなっております。そのほかに、他集落との連携、広域化、あとは法人化・組織化といった形で進んでおりまして、その後、非農家・都市住民などを取り込んだ活動というふうになっております。

次に、2番目の農村協働力（集落機能）に関する課題につきましては、行政からの働きかけ等による地域の話し合いの確保をもっとしていくべきじゃないかとか、その内容を充実していくべきじゃないかといった回答が約25%。先ほどと同様に、他集落との連携、広域化とか、そういったことも挙げられております。行政も深く関与する形での話し合いや集落間連携の強化など、そういった地域コミュニティの強化が求められているということかなと思っております。

3つ目が、営農に関する課題でございますが、一番多く出たのが、スマート農業等の農作業の省力化技術の導入というのが6割で一番多く、次いで、鳥獣防護柵の整備・補修の関係でございますが、これは一番下にも猟友会との連携、ハンター育成というのも入っております。3つ目にありますのが、区画整理、暗渠整備等のほ場条件の改善ということで、土地改良の関係が入っています。4つ目に、前向きなものとして、ブランド化や商品開発など所得向上のための取組が必要なんじゃないかというようなことも回答されております。

4番目の本制度に関する課題でございますけれども、最も多いのが、提出書類の削減、様式の簡素化、その後、協定締結期間の短縮と、交付金返還措置の緩和というのが続いております。そのほか、集落戦略の策定を促進していくべきじゃないかというのも3割あったところでございます。この2つ目と3つ目、協定締結期間の短縮と交付金返還措置の緩和でございますが、いろいろ意見を聞きますと、農業を続けたいという気持ちがあっても、万が一の場合、交付金返還があるため協定の参加がためられるとのこと。5年はその交付金返還で集落に迷惑をかけるということでためられるんですが、5年じゃなくて3年であれば参加できるかもしれないという、そういったところで協定締結期間の短縮というのが入っているということで、これは同じ原因だと考えられます。あと、本制度を活用して農業生産活動を継続していくためには、事務負担の軽減や交付金返還に対する農業者の不安の払拭というのが重要ではないかと考えられます。

次に、まとめのところに入らせていただきます。

これは第4期対策の最終評価のまとめということになるわけですが、一番上に書いていますが、本制度により、農用地の維持や耕作放棄の防止による多面的機能の維持・

発揮が図られており、今後も同制度の継続的な実施が必要ということが言えるかと思いません。一方、より効果的な取組の実施のためには、以下について検討が必要ではないかということで、事務局のほうで4点挙げております。

まず1つ目が、人口減少や高齢化による担い手不足を解消するためには、集落戦略の策定を通じて集落の将来像を明確化するとともに、後継者の育成や外部人材の確保、関係人口の増加など取組を促進していく必要があるのではないかと。

2つ目が、農村協働力（集落機能）が弱体化しており、集落協定の広域化や地域づくり団体の設立等を通じて集落機能を強化し、持続的・安定的な体制を構築する必要があるのではないかと。

3つ目が、条件不利な中山間地域においては、農作業の省力化や農業収入の減少が課題となっており、農地の集積、スマート農業の導入、高付加価値型農業の推進などによりまして、生産性や付加価値を向上する取組を促進する必要があるのではないかと。

4番目に、事務負担や交付金返還措置というのが大きな不安を生じさせていることから、安心して本制度に取り組んでいくためには、事務負担の軽減や交付金返還の見直しを検討する必要があるのではないかとということでございます。

なお、事務負担の軽減につきましては、これまでも要望を踏まえて提出書類の削減なり、現地確認の省力化の推進などを行ってきたところでございます。ということで、国として見直しを行うべきことというのと、本来現場で実施すべきものであり、現場の体制強化を図っていくことで対応すべきもの、こういったことに分けて検討することが必要ではないかというふうに考えております。

また、交付金返還措置の見直しにつきましても、安易な耕作放棄につながらないような工夫といったものが必要ではないかということで考えております。

資料2に戻っていただきまして、33ページをお開きください。

現在、空欄になっておりますが、33ページのところに今回及び次回委員会でいただいた意見を記載させていただきたいと考えております。

資料そのまま進んでいただきまして、34ページをご覧ください。

34ページでございますが、昨年度、外部委託業務におきまして出た成果について報告させていただきます。34ページにつきましては、将来にわたって協定農用地を維持していける協定に関する分析ということで、中間年評価アンケート調査において、10年後も協定農用地を維持していけると回答していただいた協定に関しまして、どの要因が最もその回答

に影響しているのかというのを調べました。

これで分析をしたところ、10年後も協定農用地を維持できるというふうに答えられたところの要因としては、本制度を活用して多様な主体が参加しているとか、あとは世代交代が進んで広域化支援に取り組んでいるとか、あとは水田の規模が2反以上で水田率が高く、水道、農道の整備がなされていると、こういったところが挙げられております。

これは何となく感覚的に多分重要であろうといったところがデータ分析によって改めて数字で出たということになります。

次に、35ページ以降でございますが、優良事例の深掘調査結果ということでございます。

これは、本制度に取り組む前の集落の状態から、こういった発想でどのようなプロセスを経て地域の活性化を図っていったのかということを整理しております。こちらにつきましては、詳細説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○岡田委員長 ありがとうございます。

主に資料1を使ってご説明いただきましたが、多分、各委員は資料2をしっかりと読み込んでいただいていると思います。そういう点からいきますと、扱っている量とただいまのこの説明のところの軽重のところは少し皆さんの中では、おやと思うところがあったのかもしれませんが。資料の位置に即して言いますと、全体というところから、まとめの前までの大きな四角のところは、主に資料2の7ページから20ページぐらい、17、18、このあたりまでですね。それから、右側にいきますと、20ページから最終的には27ページぐらいまでのところ。まとめのところは29～31ぐらいのところですね。こんなところのウェートかなと、そう思いますし、最終的には資料1で説明いただきましたけれども、大事なのは資料2のほうですので、これに沿ってご説明を求めたり、あるいは意見をいただいても結構かなと思います。

私もちょっと感じていましたのは、事前の資料送付を受けた7月10日時点と18日時点では、構成も含めていろいろ変わっていますから、意見がありそうだなという感じでは見ておりました。

どのページからでも結構です。ご質問、ご意見をいただければ幸いです。

はい、どうぞ。

○榊田委員 じゃ、まず質問させていただきます。

事前説明のときにもちらっと伺ったんですけれども、資料2の6ページの地域営農体制

緊急支援試行加算の3つの新たな試行加算ですね。私はこれをすごく入れていただいているありがたいと思ったんですけども、実際に具体的にどれぐらいの集落で活用、どの項目でどれぐらい活用されているのかという数字があったら、それを教えていただきたいんですが。

○事務局 では、お答えいたします。

全部で試行加算の総数が56地区で取り組んでおります。その中で、試行加算なのでばらつきがあまり偏って生じないように採択の関係で配慮して、採択しております。ただ、要望が一番多かったのは、このスマート農業推進型が一番要望が多くて、要望を絞って採択しているという状況でございます。

○岡田委員長 いかがでしょうか。

はい、河合さん。

○河合委員 河合といいます。

最終評価ということなので、最終報告と言ってもいい位置づけなんだろうと思うんですけども、とりわけ、この4期目の成果をきちんと国民に対して説明をすることが一番大事なんだろうと思うんですね。

4期の成果は、この資料1の左側のところに大きくまとめてあって、要はこの対策をやった成果としては、本来農地から耕作放棄地になっていただろうところをそれなりの割合で食いとめられたということだと思えます。これはこれで立派な成果だというふうに私は思いますけれども、やはりマイナスの食いとめというイメージが先に来てしまうんですね。時間の制約もあるということですので、どこまでできるのかわからないですけども、本来はこの上に記載されている各項目の、この資料2の中にはばらばらと出ているんですけども、例えばこういうことを取り組んだためにリーダーになるような人材がこれぐらい増えたとか、こういうことに参加する人はこれだけ増えたとか、やっぱり目に見えて増えた方を、細かなところまでできなければ、ある程度そのポイントになるようなところの実績、これを行ったからこういうふうに改善したんだというところの実績を一覧でわかるようにした方が、報告書の性格としてはいいのかなと思いますね。よく読んでもらえればわかりますということでは、やっぱりよくないだろうというふうに思います。

そして、もう1点、今後の課題というところで、資料1の今後の課題というところで①から④まで書いてありますが、①と②は正直言って地域の活動では、いかんともしがたい話なんですね。一方、③と④はやりようがあることなんです。まさに農業従事者が考え、

また、農水省を含めて行政がある程度、使い勝手のいいものに変えていくということは、これはすぐにでもできるようなことも含めてあるわけであります。私は人口問題の専門家なので余計思うところがありますけれども、とりわけ、リーダーの人材不足だとか何とかというのは、こんなのが簡単にできるんだったら何も困らないわけでありまして、だからこそ、こうした課題があり、それをまとめとしてこれから5期目以降、こういうことに取り組んでいかなければいけないというふうに書いてあるのはそのとおりでいいんですけども、ではこれを誰がやるのかということがわからない。何をすべきなのかというのは書いてあるわけですが、具体的にどうしたらいいのかということが、よくわからないんですね。

なので、もちろん5期目の中で考えていくことなのですが、この4期の最終評価の中でそんなに細かなことまで書けるわけではないというのは重々承知の上でしゃべっているわけですが、その方向づけのようなもの、また5期目への宿題として、次はここをきちんとやるんだという道しるべ的な書きぶりを、もう少し踏み込んでできないものかと思えます。

もう一度最初に戻りますけれども、これは報告書の意味合いがあるので、国民が見てすぐに、一覧してわかるというものがないと、やはりこの制度はなかなか理解が得られない制度でもあるところがあって、制度は必要なのに、みんながみんな農業のことを知っているわけではないので、だからこそ、この制度がないと本当にやっていけない農業があるんだということを、もっともっとわかりやすく訴えていく必要があるのです。

もう一言、言わせてもらえれば、耕作放棄地がもっと増えていったところをとめたと説明しても、「たかだかこんな数字か」というふうに思う人もいっぱいいるはずなんです。でも、このたかだかがすごくエネルギーが要ることなんだということを、きちんと説明しないとわからないんですね。「こんな程度のことしかできないのに、こんなに何百億もお金をかけるって無駄じゃないか」ということを言われてしまったときには、やっぱり立つ瀬がなくなってしまうので。やはりかけただけのことがあって、1ヘクタールでも農地の減少を食いとめるというのはいかに大変なのかということをもう少し理解してもらえるように何か書けないものかなと、こんなふうに思うところであります。感想が多いですけども。

○岡田委員長 ありがとうございます。

コメントのしようがないね。

○中山間地域・日本型直接支払室長 国民にわかりやすくという視点を踏まえて、前向きな効果のほうをまとめていくということ、これはぜひ工夫させていただきたいと思います。

○河合委員 いっぱい入っていますからね、この報告書のほうに。だから一覧でできないかなと思いますね。

○中山間地域・日本型直接支払室長 あと、誰がやるのかという視点がなかなか入っていないというところもありますので、そのあたりについても検討させていただきます。5期に向けての宿題ですね。これをとにかくやるんだというところの方向性のところですね。わかります。これについても、事務局のほうで案をつくらせていただきたいと思います。

あと、私の説明では7.5万ヘクタールの意味合いというのは、ちょっとまだ物足りないようですので、こちらは、もう少し工夫させていただきたいと思います。

○河合委員 とりわけ、課題の①と②のところというのは、私はやっぱりもう1段、もう2段と、県だとか市町村だとか、農水省ももちろんなんですけれども、行政がかかわって考える必要があると考えます。行政がもっと踏み込んでやっていかなければいけない状況に、年々色濃くなっていっているんですね。もし書けるのであれば、都道府県、市町村、農水省の地方局に、もっと関与すべきだということを書いていただければなというふうに思います。

○岡田委員長 はいと言ってしまうと後で大変かなという感じもしますが、言っていることは正しいと私も思います。最近はシステム化という言葉がよく言われますが、全体と部分との関係で、部分を幾ら頑張ってもシステム化の中でできる範囲というのは限られると。そうすると、全体システムをきちっと踏まえて、そこにも一旦くさびを入れない限り、①と②の問題は解決できないというのは、それはご指摘のとおりですかね。

ここはやっぱり農水省で、農地制度の中のこれは地域分類と、その中では高度成長以降の中で集落を対象にする政策というのは、これは画期的だという意味では高く評価していると思うんですが、だからこそ逆にちょっと物足りないというご指摘なんだろうなと。

○河合委員 私はずっとこの委員会で、もう産業政策だけではやっていけないんだということを訴えてきたわけです。これからはやっぱり地域政策と産業政策の両輪で、特にこの中山間農地の場合は考えていかないとはいけません。農地を守るんじゃないんです。もう里山の暮らしを守るといってこの制度はコミットしていかない限り、この制度そのものが頓挫するんですよ、そう遠くなく。もう転換期なのです。5期目以降は人の暮らしということにコミットしていくということが必要なのです。本当にその道筋を4期の最終評価

の中に私は書くべきなんだと思うんですね。じゃ、具体的に何をするのかということについては5期目の第三者委員が考えていくということになっていくと思うんですけども。

○岡田委員長 はいと言ってしまうと、局長が後で、それはできないよと言いそうだなという感じがして、ご意見はそのとおりだなと、そう思います。

原さん、手が挙がりました。

○原委員 ちょっと部分になっちゃうのかもしれませんが、最近、私のすごい古い付き合いのコンサルの方が中国の深圳に行ってきました。ふだん彼自身は国内でアクセラレーションプログラムなるものをちょこちょこやっていたりして、日本の要するにイノベーションと中国のイノベーションのプログラムと何が違うのかと、すごい違いを感じて帰ってきたという話があります。ちょうど今のこの資料1でいうと、課題解決の③の営農に関する課題のスマート農業だったり、ブランド化商品開発、この辺をどうやって道筋をつけるかと。多分、協定の方々はブランディングもどうやっていいかわからんし、どこに幾らで売れるもんかいなというのもさっぱりわからないだろうなど。

それで、その深圳と日本と何が違うのというのをちょっと聞いてきたので、今後の5期のどなたかのためにご参考までに議事に残しておくことができたらということで申します。

日本のアクセラレーションプログラムと違って、深圳のはアイデアだけ持ってこいと、こういうことをできたらいいねというアイデアだけ持ってこいと。プログラムの中のメンバー、常設メンバーが、ものづくりの人はいます、設計屋もいます、マーケッターもいますと、それもさまざまな分野の人がアイデアによって集められているんだと思うんですけども、とにかくアイデアだけ持ってくればいいという気楽さがあって、それで試作品をつくる専業の会社なんかも参加していると。このアイデアに沿って設計、商品コンセプトはみたいなことをやると思うんです。つまりアクセラレーターが日本の場合だと何かベンチャー、アーリーステージの人が俺はこんなことをやりたくて、今ここまで来ているんだけどもお金頂戴みたいな話になっちゃうんだけども、そんなんじゃないくて、もっと早い段階で持ってこいと。深圳市がそういうアクセラレーションの体制をとっていますと。市が金を出していますと。なので、試作屋から何からフルラインでそろえて、おもしろいことを考える人を待っているみたいな、おもしろいというか、打開力のあるアイデアを待っているみたいなですね。多分、中山間地できっとこうやったら、本当は俺の米はこんな作り方をしているから、本当は幾ら幾らでだとか、どこそこに売りたいとか思っても、

つてもなければ、加工したらこんないいことがあるとか、そういうアクセラレーションの試行を一回やって風穴をあけるといふか、さっきコミットすると、中山間地の暮らしをコミットするみたいなものの一つの武器に、そういう試行を一度やってみるとおもしろいかなど、アイデアだけ持ってこいとか言っつて、後は全部仕上げますみたいな、売り上げが立つところまでやる、地域の売り上げが立つところまで仕上げますといふのをやってみると、それで本当に実ほうまくいくんだつたら、制度の中に、いや、制度の追加で、番外編でくつつけてもいかなぐらゐに思っつています。

すみません、ちよつと長くなりました。

○**岡田委員長** おもしろいアイデアといふか、話がいっぱゐ出ますが、主体は誰がやるんですか。原委員。

○**原委員** いやいや、いると思っついますよ、こんなのごろごろ。

○**岡田委員長** 制度がやる。

○**原委員** ええ、いるいる。民間にごろごろいると思っついますよ。

○**岡田委員長** なるほど。いろいろアイデアを実質化するよふな、ある仕組み、これが中山間の中には、な。おないと。やっぱり上意下達に近いところがどうしても出つてしまふ。それは制度が持つてゐる複雑さをもつと簡便化してといふ、これともつながらる面は逆に言ふとあるかもしれませぬ。そういうところをちよつと工夫しろと。ね。

そのほかいかがでしよふか。市田さん。

○**市田委員** 集落戦略について質問させてください。資料1にも2にも集落戦略の結果、本制度への取組は23協定、526人、303ヘクタール増加と記載されています。これについてご説明いただけますか。

○**中山間地域・日本型直接支払室長** こちらなんですけれども、集落戦略のメリットとしては、広域化してゐる地域において、1人の方が耕作放棄を出つてしまふと全集落について返還ですよといわれると、これは大変なことになつてしまふといふことで、安全目安全目に、ちよつと体力的に厳しい人といふのは、早目早目に卒業しちゃう、抜けてしまふと、後ろ向きの卒業をしてしまふといふところがあるんですが、集落戦略をつくつていっつて、将来のこの農地の引き継ぎはどふいうふうになりますよと、ある程度見える化するこゝによつて、その場合のメリットとしては、耕作放棄地が仮に出た場合でも全集落に及びませぬよといふことになるので、早目早目に卒業しようと思つてゐた人とか、もう既に抜けた人も入つてきたので、この303ヘクタール増加したといふふうに分折しておゐます。

○市田委員 つまり集落戦略を作ったおかげで、5年間のうちに協定参加者の中にやめた人がいたけれども、その集落協定自体は5年間継続したと。それが303ヘクタールということでしょうか。

○中山間地域・日本型直接支払室長 全てが全てがというところとあれなんですけど、3期から4期のときに面積が3万ヘクタール以上落ちたんですけど、この集落戦略をして、あらかじめちょっと安全側でやめた人が戻ってきたというのもある。そういうのが多いんじゃないかと考えております。

○岡田委員長 その先ですよ、市田さんが言いたいのは。

○市田委員 そうですね。大体わかりました。「まとめ」のところにもありましたように、集落戦略をもっと広げていく必要があると思います。集落戦略を作ったところは、協定数割合では1割程度、面積割合では半分近くということです。やはり集落内で将来についての話し合いをしていくことが、耕作放棄の防止などの効果をもたらしている、農水省としてはそのような効果をもっと広げていきたいと考えていらっしゃるのでしょうか。

○中山間地域・日本型直接支払室長 そういうことでございます。ですので、3期から4期に大きく面積が減って、もう安全側、安全側で、少しでも地域に迷惑をかけるぐらいならやりませんという人が多いところは、さらに集落単位でもやりませんというところになったところを、この集落戦略をより広げていくということで、まずはもうぎりぎりまで農業生産活動を続けていただく。そうしていくと、集落戦略の中で次にどういう人に引き継ぐかということもあって、より次の人にバトンタッチできる可能性が増えていくという、こういう考えを持っています。

○市田委員 わかりました。

○榊田委員 今の話に付随して、これはほかの委員の皆さんにもご意見を伺いたい点なので1つと、もう一つちょっと話があるんですけど、最初に皆さんにご意見を伺いたい話を聞きます。

今の集落戦略にかかわる話なんですけれども、このまとめの④のところ、その遡及返還についての交付金返還措置の見直しというのが入って、事前説明のときにも私はちょっとこれは気になったんですけど、現場へ行っていると、これがやっぱり重荷になっているというのはすごく思うんです。ただ、足かせではあるけれども、たがにはなっていて、そのたがをなくしてしまったら、たがが外れるという、そこも危惧していて、今までこの集落戦略を作成した場合の特例措置として、その遡及返還なしという形にしているわけで、

やっぱりこれは必ず遡及返還というのも今つらいのかもしれないので緩めるのはありなんですけれども、ただ、それとセットでやっぱり集落戦略というのがあったんだと思うんですね。たがを逆に加算措置として地域でやっぱり考えてくださいよということだったと思うので、このまとめだと無条件に交付金返還措置の見直しが必要という受けとめ方ができるので、私はちょっとこの書き方は考えたほうがいいんじゃないかなと思うんです、皆さんどう思いますかというのが1つと、あと、さっきの河合委員のこれからやっぱり展開、地域政策を重視していくべきだというのが、私も全く同意なんです。

行政がある程度、人材不足なんかにしてもこれから絡むべきというのも同意なんです、トップダウンで行政が絡むというのはなかなかうまくいかないだろうなと思っていて、連携だと思っただけなんです。どういうことかということ、例えば地域おこし協力隊にしても受け皿は行政なので、集落でそういう人を、最初から積極的にそういう人が欲しいとかとなかなか言えない抵抗感というか、ある程度、じゃ、やってみようかなと言って、やって、若干うまくいって、ようやく、自分たちだけじゃなくて外の人のもも借りてやるという選択肢も必要なのかなと思ってもらえるということか、ことなので、例えば行政が連携して、支援員の形でその地区にある程度張りつくようなことができないか。実際にそれこそ地方創生の予算で地域おこしの地域の活性化をやっているところで、ある程度成功している自治体さん、いくつかお話を伺った中では、やっぱり今、平成の大合併で市町村も大きくなっていますから、旧町村単位というか、地区ごとにやっぱりそれぞれの課題解決のテーマを見つけて、その地区ごとにそれぞれ施策を立てていて、その地区にやっぱり職員を張りつけるということをやっているんですね、あの支援員の形で。そういうところがうまくいっているような気がするので、トップダウンで行政が押すのではなくて、そういう形の連携を考えるという形が必要なんじゃないかなと、パラグラフの2つ目のところでは思います。

さっきの皆さんのご意見を伺いたいという、その遡及返還部分の表現について、ぜひいろいろご意見を伺いたいです、それは。

○岡田委員長 いろいろ意見がありそうですね。この間にも、実はこの集落戦略の性格そのものについても意見とか実態のさまざまさというか、多様さ、これについて意見が出ていましたよね。ある県なり町村によっては、このための集落戦略ではなくて、総務省がつくったものをきちっと代替システムでやるには県単独の事業でつくったものでもいいですよとか、いろんな側面がやっぱりあるので、ここについては多少、先ほどの河合さんの関係も含めて議論いただいたほうが、この言葉だけだとやっぱり何も返還しなくていいよと

いうふうにちょっと聞こえがちですもんね。

はい、どうぞ、玉沖さん。

○玉沖委員 私も大きく2つあるんですけども、1点目はそのまとめの4のところ。私はちょっとここで2つ感じることもありまして、まず前半部分の「本制度の実施に当たっては、事務負担や交付金返還措置が大きな不安を生じさせており」という表現について。そこまで恐怖感を与えていたかなというのを感じ、例えば「不安につながっており」くらいでいいんじゃないかなと思っております。なので、ここで「大きな不安を生じさせており」と言っているので、後半の「安心して本制度」については「より取り組みやすい」みたいに緩和してもよろしいんじゃないかなと。

○榊田委員 やり過ぎですよ。

○玉沖委員 そうですね。ちょっとこの表現を見て、ここまで圧迫していたかなとちょっと思いまして。この制度をどこまで緩めるのかという議論もあるんですけども、やっぱりいろんな知恵を絞って、工夫をして違う成果を出してきた地域もあるので、事前説明のときにもお話をちょうどさせていただいたんですけども、そういうところの事例を見せていくことも必要だと思います。今まで生産や加工品とか売り上げとか地域連携とかの事例はすごく伝えてくる努力をしてきていただいたんですけども、この事務負担のところですか、その普及のところも今後もっと事例として多く伝えていけたらいいですねという話をまさにしております、なので、ゼロリセットするというのは私は違うと思っております。

もう一つなんです、事前説明のときにもすごく控え目過ぎますねということで、お願いをして、随分反映していただきまして、どうもありがとうございました。まだ控え目だなと思っておりまして、ずばり成果って何なんだというときに、この左半分のページの一番下の集落戦略等のところの赤い枠囲みのところだと思うんですけども、ちょっとこの集落戦略等のところに続けて少し赤の罫線で囲まれているだけなので、もっとここを強調してもいいんじゃないかと思えます。

言葉尻をああこう重箱の隅をつつくような話になってしまうんですけども、一番上の左上のタイトルにある「活動の実績及び効果」についても、実績、効果ではなく成果ではだめなのかなとか、何かこう頑張っってつくり上げられたものというのをもう少し誇り高く、プライド高く誇るみたいなことがあってもいいんじゃないかなと思えます。なので、この7.5万ヘクタールの減少が防止されたというところは、もっと成果として強調してもいい

んじゃないかなと思います。じゃ、今まで何をやっていたのというときに、という成果が出ましたとずばり強調して伝えられるものがこの1枚のシートでもっと目立ってわかれば、めり張りがついていいなということを感じました。

以上でございます。

○岡田委員長 ありがとうございます。

各委員、大体同じような姿勢というか、発想をお持ちですが、浅野委員、どうですか。

○浅野委員 皆さんの意見を聞いて少し考えるところがあったんですけども、この制度自身はボトムアップ型の制度ですよね。お金という特別なツールを使って制度を実施するわけですから、地元を考えてもらって、地元で一番うまいお金の使い方を考えてもらうのが一番効果が上がる。それを自己点検のような形で地元を検討してもらって、それを市町村なり県が上でチェックしていくという体制。だから、自己点検の体制が組まれているというのは非常によくわかります。ただ、それは都道府県評価までであって、全国の評価と言われたときに、それ全体を統合したときに何なんですかということについて、もうちょっとうまく見せる方法があるんじゃないかとか、そこをきちっと考えてこなかったのではないかということが今指摘されていることではないかと思います。

1つそれについてずっとこだわってきたのが、この耕作放棄地の防止効果であり。ただ、それだけじゃないんですよね。だから、私自身は耕作放棄地の防止効果だけでも実は大した効果が出ている、この厳しい時代において4万ヘクタールの土地を耕作放棄させなかったこと自身はもっと誇るべきだと思うけれども、どう誇っていいかという、この書き方では非常にわかりづらい。プラス、地域が元気になっているとか、その事例だけじゃなくて、それをアグリゲートして、国全体に対してという。例えば、予算を獲得してくるときに、要するにこのパッケージによって耕作放棄地を一体どれぐらい抑え、プラス地域のA、B、C、D、この要件それぞれは約束しますと。それを実現するためにこれだけのお金が必要なんですという風に説明すれば、国全体の評価もおのずからそこをチェックすることになりますよね。だから、私はそこの視点が少し欠けていたのではないかというふうには思います。

ただ、それに関して言うならば、実は今まで私、第2期の最後からこの委員に加えていただいて議論に加わっているわけですけども、第2期の場合は実は評価の重複が非常に大きくて、何度も何度も同じような評価をやっていて、その評価自身がきれいに体系づけられたのは今回が初めてです。だから、自己点検評価がきっちり行われたということが言

えるのは今回初めて言えるけれども、それ以外のマクロとして国民経済を見たときの全体の評価は、やっぱり手薄と言わざるを得ない。ただ、その理由の一つは、センサスデータとか、国家全体を見るときにデータが不足しているのも、同時期に最終評価にそれを入れるのは困難だということはおかっていますので、これについては継続的に一方でセンサスデータの時期に同期させるような形で、マクロ経済的にどんな効果を見ていくかということを検討されたいのではないかとこのように、そういうふうに思いました。

だから、私自身は今回のこの評価書に関しては及第点ではないかというふうに思っています。最終評価に関しては。ただ、それを次へ発展させようと思ったとき、新たな課題が出てきているというふうに理解しています。

以上です。

○岡田委員長 ありがとうございます。

大変すばらしいコメントで、あれ以上ないなというぐらい。ただ、今の点を踏まえても、先ほど榊田さんかな、玉沖さんか、効果から成果へという、これは今の浅野先生の話も聞いても、ベクトルのこの行ったり来たりの関係で、国が最終的な評価をする場合には効果ではなくて成果のほうがむしろ合っているかもしれないという、そこをちょっと裏づけた発言かなと思いますね。

はい、どうぞ。

○関司委員 ご説明ありがとうございます。

今までの議論に重なるところなんですけれども、第4期対策の特徴からすると、やはり広域化であったりとか集落連携みたいなところ、先ほどの戦略の話も、そこが一番眼目になっていると思うんですね。ちょうど今朝、日本農業新聞でも、この間、集落協定の広域化が伸びどまっているという記事も出ていましたけれども、やっぱりリアルなところはそこだと思うんですね。

ただ、集落の機能が弱体化しているときに、評価書のメッセージとして「集落機能を強化し」とは書いても、やっぱり現場で見ていると、頭数も減ってきていて高齢化も進んでいるときに、それを強化するというのは容易ではないところですし、そこは先ほどの榊田さんのご意見にもあったように、局長の最初の冒頭のご挨拶とも重なるところなんですけれども、地域運営組織の話であったりとか、外部人材の話であったりとか、田園回帰の話であったりとか、そういうものを中山間直払の制度にうまく組み合わせていくような視点を、榊田の法案ともうまくかぶせながら、直払いを続けていけるメッセージを出していくこと

が非常に大事じゃないかなという気がするんですね。

やっぱりそのベースは、この間の議論、今日の議論にもあったように、農地を保全して暮らしを支えるというところが一番やはり直払いの根っこだと思うので、そこはしっかりこの制度でピンどめをするというところは揺るがないところだと思いますし、そういう意味では榎田さんの話でいくと、私はたがをはめておくのはすごく大事だろうと思うんですね。

だから、たがをはめるんだけれども、できるだけ緩まずにできるような体制に対して、やはりこの広域化とか集落連携の話だったりとか、集落戦略みたいなチャレンジを今回したというところだと思うので、そのやはりいい部分と、なかなか現実厳しいところを、マクロなところでどこまで書けるか難しいところだと思うんですが、しっかり書き込んで5期につなぐというのは非常に大事なところかなという感じがします。

そのときに、やはり集落だけにプレイヤーを託すのはもう厳しいところがあるので、やはり榎田さんから行政の皆さんと一緒に歩いていくような支援員の話もありましたけれども、中間支援のNPOだったりとか、そういうものも出てきていますし、私も今モデル加算のところで、新潟のお手伝いもさせてもらっていると、やはりそういううまく連携を取ることで、集落は動いて、役場も動いて、財団法人みたいな中間支援のところが動いたりとかしながら、組んで広域化をうまく進めていく。そのようなところが、新しい担い手を呼び込んでいたりとか、あるいは外に向けてネットワークが広がっていくチャンスを得ているようにすごく感じるので、何かそこに向けてのメッセージがうまくまとめのところにでてくるといいのではないかな。現実がやっぱり厳しいというところは、それはそれで私は書いていいんじゃないかなと思うんです。ただ、それを集落で頑張りなさいと言うと、「いや、だったらもう5期は厳しいので、最初から協定面積をちょっと狭くします」みたいな話になってしまい、あまりいい話じゃないと思うので。支えるところにむしろ目を向けてもらうということと、あと河合さんの「国民的に」という話も、私も現場に行っているんなプレイヤーの方が増えているんですけども、直払のこういう根っこにある理念を知らない方が非常に多いので、やっぱりそこに対しては、この制度が20年前に始まったときに、かなり評価してもらったソフトの部分をうまく組み込んでいくところを改めて情報発信をして理解を広げながら5期につなぐというところも、やっぱり時代が動いてきているので、むしろこういう評価の中でしっかりアピールしていくことも大事かなと思いました。

以上です。

○岡田委員長 ありがとうございます。

大体皆さんが言っていることは同じかなと思いますし、実は凶司さんが1月の会議のときにずばっとおもしろいことを言っているなと思ったのは、協定集落はやっぱり農地を保全するという、そこに基づいた協定集落なものだから、集落集落とは言いつつ農地に閉じていますという、ここがネックですねということその当時おっしゃっているんですね、既にね。だから、本来の集落だったり、農地を保全することイコール実は生活保全がという河合論みたいなね、そうすると集落というのはもっともっと生活面だとかいろんな面が出てくるので、そこへのこの発展の中身をここから提案できるとすぐれますよねという、これは凶司さんはもう既に言っているんですよ。そのとおりだと思いますね。

そうすると、26ページの対象農用地を有しているけれども、取り組んでいない地域があります。その理由は何ですか。1番目、2番目、5割越えで出ている、この2つは、取り組んでいる集落が同じ言葉を使って言っているのと、内容が実は違うということなんですね。もうちょっと、やはり大きな生活論を含め、地域政策的なことを含めた、そういう内容でもってここは言っていると。だから、必ずしも同じような答えが出てきているから、連携すればどうですかと言って誘えばすぐに乗ってくるという、必ずしもそうはいかないよという、そこは見ておく必要があると思いますね。

どうぞ。

○中山間地域・日本型直接支払室長 遡及返還の話で足かせになっている一方で、たがになっただけということなんです、ちょっと今、非常に我々も迷っているところがあるのは、遡及返還については、最初、物すごい鳴り物入りで厳しいこと言って、全協定面積さかのぼって返還ですよと言ったものの、現実とのすり合わせという中で、本人の病気というのが入ってきたり、さらには家族の病気というのが入ってきたり、あとそのもろもろ入ってきたりしたということで、現実的に言えば、全協定面積が遡及返還されるのは、本人が理由なく元気なのに耕作放棄してしまうとか、太陽光発電施設に恒久転用してしまうとか、こういったものに限られるのですが、20年前の周知活動があまりうまくいったため、「本人が病気という場合は全農地には及びませんよ」と言っても、なかなかそれが理解していただけないというところがあります。これは表から言うか裏から言うかみたいなのところもあるんですが、「遡及返還は今のままです、ただし、例外はいろいろありますよ」と言うのか、「基本的に遡及返還というのはいないです、ただし、この場合だけはだめなんで

す」という言い方をするのか、このあたり先生方の意見を聞かせていただければと。

○岡田委員長 ということ、何かありますか。

○地域振興課長 我々としては、やっぱり協定の面積を確保する。そこの阻害要因にこの遡及返還がなくなってしまっただけとはいけないということを非常に感じておりまして、先ほど室長が申し上げたように、それを表から言うか裏から言うか、実質的にその途中でやめたというようなことがなければいいと思いますので、その辺は我々もちょっと工夫をしていきたいというふうに思っております。

○岡田委員長 少し時間のことを気にしております。ほかの議題もあるものですから、集中して、もしここはやっぱり変えてほしいというところがあればご指摘をいただきたいと思っております。

○星野委員 すみません、今とはちょっと違う話になりますが、もう既に話題としては出ている話であります。資料1の課題解決に向けての必要な取組というところの、例えば1番ですと就農支援と書かれていますが、新規就農者であったり、地域外からのそういう新しい方を持ってくるような、そういう部分が課題として残っています。先ほど、③でいきますと営農に関する課題ということで、スマート農業のような全く新しいものを何とか導入したい。それから、ブランド化、商品開発みたいなノウハウが必要なもの、こういったものが課題として示されてるわけなんですけれども、これらの課題は、基本的に協定集落の独自の単独の力だけでは、なかなか解決はし得ないと思っております。最初のほうに座長がおっしゃった推進システムですか、あるいは支援システムのようなものが用意されていないとなかなか今のこの障壁を超えていけないのではないかとこのように思っております。

その部分は、この制度の改善課題として出すことは難しいですかね。また別の制度になるのでしょうか。もし、この制度の中で対応できるのであれば、今の現状を踏まえると、そういう外側からの推進支援システムがあってもいいと思っております。既に前回の委員会で議論された中身を再びお話しただけですけれども。

○岡田委員長 やり方としては、委員からの意見という、その部分がありますから、そこは皆さん共通にそう思っているから、ちょっと文章化をしてもらって、皆さんに読んでいただくと。その上でということはあるだと思いますね。ポリシーミックスの外部とのポリシーミックス、だけど内部的なポリシーミックスができていませんねという、これはやっぱり重要な指摘だと思いますね。

そのほかいかがですか。ここはやっぱりちょっと言っておかなきゃ。この推計の位置づ

けはいいですかね、浅野先生。

○浅野委員 本音を申し上げれば、少し最新の方法でやられたほうが良いと思うんですが、やり方としてはシナリオという考え方があって、推計にもいくつかやり方があって、ある一定のシナリオのもとで計算するところなるという方法があります。あるいは、本当だったら去年も、前のときの中間評価のときもトライしたようなマッチングとか言われる方法を使うのが今、政策分析では主流になりつつありますけれども、そこまで先駆ける必要がないのであれば、こういうシナリオのもとでこういう結果が出ましたというのは一定の評価、プラス、大事なのは前回と同じやり方をやっているの、比較可能性が高いということ。ただ、私自身は、第5期になったら、政策評価に関する意識が現在変わり始めてきているので、評価方法はシナリオだけでやりましたというのでは通らない時代が来るかもしれないので、そこだけご注意くださいと思います。

以上です。

○岡田委員長 そのあたりは委員の意見ということでは大事かなと思います。

そのほかいかがですか。河合先生いいですかね。玉沖さん、人材のところもよろしいですかね。原先生もいいですかね。

あと、てにをはですとか、いろいろ官庁特殊用語で何々のところみたいな、何かわかったようなわからないような言葉もあるので、そのあたりも。

それでは、もし可能であれば、ただいまいただいたようなところは修正できるところは修正をします。それ以外のところで、委員各位としての委員全員が大体そう思っていますので、委員の意見、あるいは全体としても個別にも委員としてこういう意見が出ていますという、そのことの整理、これを一旦確認をいただいて、次回最終的なものを各先生方に読んでいただき最終案にしたい、このように思います。その間にどうしても調査が必要だとか、あるいは、これこれの人を呼んで、みんなで一回聞いてみようということがあれば、その判断については座長と事務局にお任せをいただければありがたいと、このように思っております。よろしゅうございますか。

ありがとうございました。

それでは、第4期対策の最終評価の素案の概要、これについてはおおむね良とし、1に修正案があったということで、1つ目のこの課題を終えたいと思います。

それでは、平成30年度の実施状況、これは主に報告事項になりますが、お願いをいたします。

○中山間地域・日本型直接支払室長 それでは、資料3-1と3-2におきまして説明させていただきます。

3-2のほうは30年の中山間地域等直接支払交付金の実施状況ということで、これは元年6月となっておりますように、毎年度確定数値を公表するんですが、去る6月28日に公表させていただいたものでございます。その中身につきまして、一枚紙に整理したのが3-1でございまして、まだ第4期対策の4年目ということなので、大幅な部分はないんですが、変更があった部分について説明させていただきます。

まず、交付市町村に関しましては、997市町村ということで、1市町村増となりました。福島県の檜葉町ということで、東日本大震災の影響により断念していた取組が再開されたということでございます。

次に、協定数につきましては、2万5,958協定ということで、90協定、0.3%の増となりました。集落協定が85協定増で、個別協定が5協定増となっております。

交付面積につきましては、66万4,315ヘクタールということで、1,732ヘクタール、これも0.3%の増となっております。増加が37道府県、減少が5県となっております。

あと、加算措置の取組でございますが、広域化支援加算の取組は173協定、取組面積で1万8,385ヘクタールということで、29年度に比べますと9協定、5.5%、取組面積で442ヘクタール、2.5%の増となっております。

超急傾斜農地保全管理加算につきましては、1,874協定、取組面積が1万7,447ヘクタールということで、29年度に比べまして59協定、3.3%の増で、取組面積で539ヘクタール、3.2%の増となっております。

交付金額、これは国、地方合わせた全額でございますが、それにつきましても0.4%の増となっております。

以上でございます。

○岡田委員長 ありがとうございます。

ただいまの件につきまして、何か質問、ご意見があればいただきたいと思っております。よろしいですか、今の件は。

それでは、3番目はその他というふうになってございますが、事務局から資料が出ておりますように、資料の4番目ですね、これについてもご提案をお願いいたします。

○中山間地域・日本型直接支払室長 都道府県特認地域の変更について、資料4でございます。

資料の1ページ、2ページにつきましては、前回とも一緒でございますので、説明省略させていただいて、3ページ、北海道における特認地域の変更というところの案につきまして説明させていただきます。

中に表がございますが、一番左が北海道の特認地域の現行の仕組みで、真ん中が変更案、右が参考として国の特認基準のガイドラインということになります。

国のガイドラインと北海道の現行認められている特認地域の違いについて、まず説明させていただきます。

アの農林業従事者の割合が10%以上または農林地率が75%というのは、これは全く一緒です。

イのD I Dからの距離が30分以上というのも一緒でございます。

国のガイドラインのウを見てください。人口の減少率が3.5%以上でかつ、人口密度が1平方キロメートル当たり150人未満であることということになっていますが、北海道のほうのウは、数字は同じですが、「かつ」が「又は」ということになっておりまして、「人口減少率又は人口密度」ということになっているので、この分が広がっているということになります。

一方で、北海道にはエということで、センサス集落の属する市町村の財政力指数が0.42以下ということで、財政力指数要件というのをつけているというのが、これが現行でございます。

変更案のところには、財政力指数を0.42から0.5にするということですが、この理由でございますが、②にありますように、この財政力指数につきましては、過疎法に規定される過疎地域要件の一つである財政力要件というのをもともと使っております。これが平成29年4月1日の法改正によって指数の数値が見直されたので、この数値に合わせて更新をしているということでございます。

これによります影響でございますが、交付対象面積が174ヘクタールの増加ということで、旭川市内の東旭川地域ということになりまして、この174ヘクタールは水田の急傾斜地ということで聞いております。交付金額の関係では、3,654万7,000円ということになります。

事務局の案が④でございますが、こちらの以下の理由により妥当と判断ということなんですが、過疎法に規定される過疎地域要件の一つである財政力指数の見直しに伴う更新ということなので、妥当ではないかと考えております。

以上です。

○岡田委員長 ありがとうございます。

ご存じのように、8法に関するものプラス知事特認ですね。これの知事特認のここでは基準には触れませんという、そういう姿勢で財政力指数の見直しに伴う更新という形で整理をし、基準はそのまま、見直しに伴う更新で地域が拡大をするという、こういう地域変更、これをお認めいただきたいという、こういう提案でございます。

ご意見があればいただきたいと思います。いかがでしょうか。この指数の更新で、174ヘクタールというのは物すごく大きいですね。どういう地域をイメージすればいいのか。

○中山間地域・日本型直接支払室長 水田で20分の1以上の急傾斜地ということで聞いております。

○岡田委員長 いかがでしょうか。浅野先生。

○浅野委員 よろしいです。

○岡田委員長 よろしい、はい。

ということで、委員各位も認めていただけたようでございます。

それでは、その他はこれ1つでよろしいですか。

○中山間地域・日本型直接支払室長 はい。

○岡田委員長 事務局サイドでは今の件だけのようでございます。

それでは、委員各位において何かその他があれば出していただければと思いますが、よろしいですか。

ちょっと時間のスケジュールを誤りまして、まだ大分余裕があるようです。もしほかに何もなければ終わりたいと思いますが、これはやっぱりちょっと意見として言いたいなということがあれば。大変重要な政策だということで、ここに閉じてはいけないというさまざまな意見がなされていて、大変、私としてはおもしろい委員会だなと伺って、承っております。

私自身もいろいろ事務局とも相談しながら、各委員の意見をできるだけ盛り込む努力はしたいなと思っておりますが、何しろ力不足ですので、皆さんからも遠慮なくいろんなことを言っていただければ幸いです。

もしなければ、私の責任は以上にしたいと思います。

○地域振興課長 岡田委員長、議事の進行ありがとうございました。

委員の皆様からも熱心なご議論をいただきまして感謝を申し上げたいと思います。あり

ありがとうございます。

次回の会合でございますけれども、来月 8 月 26 日、月曜日の 13 時 30 分からということになっております。内容は、今回の最終評価書の最終取りまとめ案についてご議論いただくとしておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

それでは、本日の会合はこれで閉会をいたします。

どうもありがとうございました。

午後 3 時 0 2 分 閉会